

# 旧旭川市立雨紛中学校施設利活用募集要項

令和5年4月

旭川市

## 目次

### 第1 事業の趣旨, 概要等

- 1 事業の趣旨 P 1
- 2 担当部局 P 1
- 3 施設の概要 P 1
- 4 契約の形態 P 1

### 第2 公募の条件等

- 1 応募者の諸条件 P 1
- 2 提案事業に関する事項 P 2
- 3 契約上の主な条件 P 3

### 第3 公募の流れ

- 1 利活用決定までの流れ P 5
- 2 募集について P 5
- 3 利活用候補者及び次点  
利活用候補者の選定 P 7
- 4 協定及び契約の締結 P 9

### 第4 その他 P 1 0

## 第1 事業の趣旨，概要等

### 1 事業の趣旨

旭川市（以下「本市」という。）では，廃校校舎等を有効に活用するため，本市のホームページ等により利活用希望者を募集しており，この度，旧旭川市立雨紛中学校施設（以下「当該施設」という。）について，利活用を進めるため，教育活動のほか地域振興に資する事業活動等での利活用を希望する事業者を広く募集することとし，その提案内容に対し総合的に審査した上で，利活用候補者及び次点利活用候補者を決定いたします。

### 2 担当部局

旭川市教育委員会学校教育政策課適正配置担当（以下「適正配置担当」という。）

〒070-0036 旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル6階

TEL：0166-25-7534 FAX：0166-24-7011

電子メール：tekiseihaichi@city.asahikawa.lg.jp

### 3 当該施設の概要（詳細については物件調書を参照してください。）

- ・ 施設名 旧旭川市立雨紛中学校
- ・ 閉校年月日 平成21年3月31日
- ・ 所在 旭川市神居町雨紛380-96
- ・ 区域区分 市街化調整区域
- ・ 敷地面積 6,485.74㎡（なお，隣接するグラウンドは旭川市立雨紛小学校の敷地であるため，事業提案対象外です。対象となる敷地については，「資料2 施設の配置図」を参照してください。）
- ・ 建物延床面積 校舎 1,498.64㎡ 体育館 707.87㎡ 物置 113.13㎡  
車庫 約15㎡
- ・ 体育館煙突内部断熱材にアスベストが含まれています（囲い込み工法による措置済み。）。

### 4 契約の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項に基づく売払い

## 第2 公募の条件等

### 1 応募者の諸条件

#### (1) 応募者の資格

法人，任意団体，個人を問いません。また，法人又は任意団体で，グループで応募する場合はグループを代表する法人又は任意団体を定めてください。

ただし，応募者（グループの構成員を含む。）は次の全ての要件を満たしていることが必要です。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。

ウ 本市における不動産の売却に係る契約手続において，地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ，その事実があった後3年を経過

しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として選任する者でないこと。

エ 市町村又は特別区税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。また、法人にあっては、法人税を滞納していない者であること。

オ 公募の日から応募申込書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 公序良俗に反する事業の用に供する者でないこと。

キ 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例第 16 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴排条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者若しくは暴排条例第 12 条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。

ケ 次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者であること。

(ア) 指定期日までに売買代金の支払が可能であること（買受者が指定期日までに売買代金を納付できなかった場合は、契約を解除することがあります。）。

(イ) 提案した事業内容を自ら適切に実施できること。

(ウ) 提案した事業の実施に必要な免許、知識、経験（実績）、資力、信用及び技術的能力を有すること。

## (2) その他

(1)キ及びクの内容について市が必要と認めた場合、応募者（法人にあっては代表者及び役員）に名簿の提出を求め、誓約の内容を確認するために警察その他関係機関に照会することを承諾すること。なお、市が求めた名簿の提出を拒み、又は照会の結果、事実の相違が発覚したときは、応募申込みを無効とされても異議がないこと。

## 2 提案事業等に関する事項

### (1) 売払いについて

当該施設の一括売払いとします。

### (2) 提案内容

当該施設が地域の教育・文化・生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、教育活動のほか、地域の振興に資する事業活動等としてください（次のいずれかに該当すれば可）。

ア 教育活動

イ 当該施設周辺地域又は本市の地域振興（産業振興、福祉向上、雇用促進等）に資する事業活動

ウ その他公共性の高い事業活動

**※ 当該地は「市街化調整区域」であり、事業内容により都市計画法等関係法令等によって規制を受けることがありますので、応募者の責任で事前に所管する部署に相談するなど、関係法令等を十分に調査した上で事業提案をしてください。**

**なお、相談への回答に時間を要する可能性があるため、都市計画法等関係法令や所管する部署が示す開発許可の手引を事前に確認の上、できるだけ早めに相談するようにしてください。**

### (3) 適正な維持管理

利活用者は、地域の環境に配慮し当該施設の適正な維持管理に努めてください。

(4) 法令等の遵守

提案事業等の内容によっては、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令によって規制を受ける場合がありますので、応募者の責任で事前に所管する部署に相談するなどして、関係法令、条例、市の指導等を遵守してください。

(建築行為や用途変更等を行う場合には、都市計画法、建築基準法、消防法、保健所関係条例等に基づき、それぞれ許可等の手続が必要となる場合があります。)

(5) 実地調査等

利活用者の業務履行状況等を確認するために、使用状況の実地調査や事業報告を求めることがあります。

3 契約上の主な条件

(1) 売買代金

売買代金は、応募者が提案する価格を基に定めます。

なお、売買代金について、本市が定める売買代金基準額（下に記載）が最低基準価格となるため、これを下回る価格の提案はできません。

市が定める売買代金基準額

売買代金基準額 18,405,500円

※ 上記金額は建物（校舎、体育館等）及び土地（グラウンドを除く。）の売買代金の全体価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）です。

(2) 利活用者の費用負担

次の費用は利活用者の負担となります。なお、国・道・市の補助・助成制度の活用が可能な場合がありますので、事前に所管する関係機関に確認してください。

ア 契約等に係る諸費用（印紙税、登録免許税等）

イ 当該施設の改造、改修等に係る工事や用途変更に係る費用

ウ 体育館用ボイラー煙突断熱材に使用されているアスベストを適正に処理するために要する費用

エ 当該施設の維持管理に要する費用（光熱水費、設備等点検、草刈り、除雪等）

オ 当該施設に存在する建物、工作物、埋設物、立木等を使用しない場合の除去などに要する一切の費用

カ 当該施設に存在する使用しない備品等の撤去及び廃棄に要する費用

キ 当該施設の引渡し後の破損等（天災によるものも含む。）に要する修繕費用

ク 旭川市立雨紛小学校と共用する合併浄化槽の維持管理に要する費用

ケ その他、利活用に伴い発生する諸経費

※ 利活用者の申出や契約不履行により契約を解除する場合は、利活用者が当該施設に投じた費用の一切を本市に請求することはできないものとします。

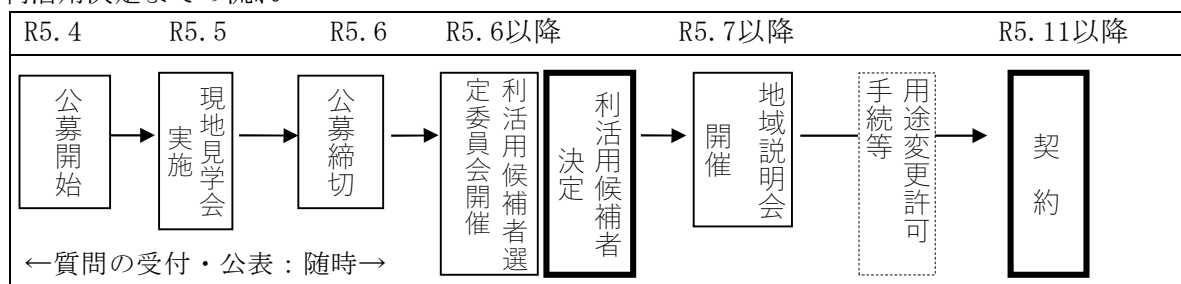
(3) その他

ア 利活用者は、売買契約の締結の日から起算しておおむね3年以内に事業に必要な工事を完了しなければなりません。ただし、やむを得ず期限までに工事を完了させる

- ことができない場合は、本市に対しその理由及び新たな期限を申し出て、あらかじめ書面による承諾を得なければなりません。
- イ 利活用者は、事業計画に基づいた用途に利用することとし、売買契約の締結の日から10年間はその用途に供さなければなりません。なお、売却物件の役割を踏まえ、11年目以降についても適切な事業が継続されることを期待するものです。
- ウ 利活用者は、建築確認等の諸手続の前に建築計画の概要等を本市に提出し、提案内容との相違の有無について確認を得なければなりません。なお、事業を行うに当たって、やむを得ない事情により、事業計画を変更する場合は、書面により本市に申請し、承諾を得なければなりません。ただし、当初の事業計画の趣旨を損なうような変更は認められません。
- エ 利活用者は、売買契約の締結の日から10年間は、売払物件について、第三者に対し本市の承諾を得ないで、所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をすることはできません。ただし、事業計画で予定されている場合及び抵当権の設定については、この限りではありません。
- オ 利活用者は、売買契約の締結の日から10年間は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業の用に供してはなりません。
- カ 利活用者は、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸与してはなりません。
- キ 利活用者は、アからカまでの条件に違反したときは、売買代金の30%の金額を違約金として本市に対して支払わなければなりません。また、契約上の債務不履行があった場合には、本市は売買契約を解除することができます。
- ク 敷地内に旭川市消防本部（以下「消防本部」という。）が設置した防火水槽があります。防火水槽は引き続き設置の必要がありますので、利活用者は、防火水槽の設置について消防本部と協議してください。
- ケ 敷地内に消防本部が設置したホース乾燥塔があります。ホース乾燥塔の使用に当たり、消防本部の敷地内への出入りが必要となりますので、詳細については、消防本部と協議してください。
- コ 敷地内に旭川市が設置した生活用水井戸があります。生活用水井戸は引き続き設置の必要がありますので、利活用者は、生活用水井戸の設置について旭川市と協議してください。
- サ 下水道設備について、合併浄化槽を旭川市立雨紛小学校と共用で使用していますので、利活用者は使用に当たり、使用人数や使用頻度等により維持管理費用（現在、年間約200万円）の応分の負担が必要となります。このため、利活用者は、合併浄化槽の共用について旭川市教育委員会と協議してください。
- シ 体育館煙突内部断熱材にアスベストが含まれているため、撤去等の改修工事を行う場合は、アスベストを適正に処理しなければなりません。
- ス 利活用者は、当該施設に隣接した旭川市立雨紛小学校の施設、児童等の安全の確保に努めなければなりません。

### 第3 公募の流れ

#### 1 利活用決定までの流れ



#### 2 募集について

##### (1) 本要項の公表・配布

適正配置担当で配布するほか、本市ホームページからのダウンロードにより配布します。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/260/261/d077315.html>)

【配布期間】 令和5年4月18日（火）から令和5年6月9日（金）まで

※ 適正配置担当での配布は、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時45分から午後5時15分まで行います。

##### (2) 現地見学会の開催及び参加申込みについて

現地見学会を開催しますので、参加希望の方は次により申込みをしてください（現地見学会に参加しなくても、本公募に応募することは可能です。）。また、参加申込みがない場合は、現地見学会を開催しません。

###### ア 現地見学会の開催

【日時】 令和5年5月10日（水）午後2時から（1時間程度）

【場所】 旧旭川市立雨紛中学校（旭川市神居町雨紛380-96） ※現地集合です。

###### イ 参加申込み

【受付期間】 令和5年4月18日（火）～令和5年5月9日（火）正午まで

【申込方法】 「現地見学会参加申込書（様式7）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、現地見学会の御案内を電子メールにて送付します。

【提出先】 tekiseihaichi@city.asahikawa.lg.jp

※ 件名は「【現地見学会参加申込み】旧雨紛中学校利活用公募」としてください。

##### (3) 応募に関する質問の受付・回答

本要項の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり提出してください。

【受付期間】 令和5年4月18日（火）～令和5年5月26日（金）午後5時まで

【提出方法】 「質問票（様式8）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受け付けた質問には電子メールで個別に回答します（公募の趣旨と関係のない質問など、内容により回答できない場合があります。）。

また、質問事項及び回答は原則として本市ホームページにて公表します。質問者の名称は非公表とします。

【提出先】 tekiseihaichi@city.asahikawa.lg.jp

※ 件名は「【質問】旧雨紛中学校利活用公募」としてください。

(4) 応募書類

応募者は、必要書類について、次のとおり提出してください。

パンフレット類を除き、用紙サイズは日本工業規格A4判縦型、フォントサイズは10.5ポイントで統一してください。

【提出期限】 令和5年4月18日(火)～令和5年6月9日(金)午後5時まで(必着)

【提出方法】 適正配置担当へ持参又は書留郵便等配達記録が残る郵送のいずれかにより7部(原本1部及び写し6部)提出してください(土、日及び祝日は持参による提出の受付はできません。)

【提出先】 「第1 2 担当部局」に同じ

- 【提出書類】
- ア 応募申込書(様式1)
  - イ 応募者概要・事業経歴書(様式2-1)
  - ウ 代表者・役員等名簿(様式2-2) ※個人の応募の場合は不要
  - エ 誓約書(様式3)
  - オ 価格調書(様式4) ※封入し密封の上、割印を押印してください。
  - カ 事業計画書(様式5-1, 5-2)
  - キ 収支計画書(様式6)
  - ク 応募者の資格に関する書類
    - (ア) 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
    - (イ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の未納(又は滞納)がないことの証明書(税務署様式その3の3等)
    - (ウ) 本店所在地の市町村又は特別区税の未納又は滞納がないことの証明書
    - (エ) 定款, 寄附行為, 規約その他これらに類する書類(複写可)
    - (オ) 設立趣旨, 事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの
    - (カ) 申請年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書
    - (キ) グループによる応募の場合は, グループ間の契約書等
- ※ 個人による応募の場合, 「ク 応募者の資格に関する書類(ア)～(キ)」の書類に代えて, 次に掲げる書類を提出してください。
- (ア) 身分証明書(本籍地の市区町村長発行のもの)
  - (イ) 住民票
  - (ウ) 消費税及び地方消費税の未納(又は滞納)がないことの証明書(税務署様式その3の2等)
  - (エ) 市町村又は特別区税の納税証明書(市町村又は特別区税に滞納のないことの証明)
  - (オ) 預金残高証明書(金融機関発行), 融資協議書(金融機関発行)等, 施設の買受・事業展開に要する資力を証明できる書類

(5) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

本市は、応募者の応募申込みをもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

また、応募後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出してください。

イ 応募の複数提案の禁止



応募は、一事業者（法人、任意団体、個人等）につき一提案とします。応募した事業者が他の事業者の構成員となること又は同一事業者が複数の事業者の構成員となり、同一若しくは複数の提案を行うことはできません。

ウ 応募費用の負担

応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 禁止事項

応募者は提案に際し、本市職員及び3(1)の選定委員会の委員から、協力、助言等を受けることは一切できません（第2 2(4)法令等の遵守のために必要な関係法令等の確認・相談を除く。）。

オ 応募申込書その他、応募者から提出された書類（以下「応募書類等」という。）の取扱い

(7) 応募書類等は返却いたしません。

(4) 応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。

(ウ) 応募書類等は、審査の結果公表において、本市が必要と認める範囲で応募者の同意を要することなく無償で使用できるものとします。

(エ) 本市は、応募書類等の取扱い及び保管に当たっては十分注意しますが、不測の事態により生じた損害等については責任を負いません。

(オ) 応募書類等を変更することは、原則として認めません。ただし、価格調書を除く応募書類等について、誤字等の修正を行うことはこの限りではありません。

(カ) 利活用候補者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

カ 使用言語及び単位

応募に関する提出書類、調整及び契約等の言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用してください。

(6) 応募資格の喪失

次のいずれかの場合は、応募資格を喪失します。

ア 応募書類等に虚偽の記載があった場合

イ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

ウ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障を来す行為があった場合

エ 応募資格要件を満たしていない場合

3 利活用候補者及び次点利活用候補者の選定

(1) 選定委員会の設置

利活用候補者を選定するため、本市職員及び当該施設周辺地域の関係者からなる「利活用候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置します。

なお、選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公表とします。

(2) 審査方法

ア 書類審査・応募者からの説明・ヒアリング

応募書類等を、選定委員会の開催前に選定委員に配付し、書類審査を行います。各委員の書類審査後、選定委員会を開催し応募書類等に基づき応募者から説明していただくとともに、提案事業等の実現可能性等について個別ヒアリングを行います。

書類審査・応募者からの説明・ヒアリングの結果により、委員各自が総合点数方式により審査を行います。

個別ヒアリングの開催日時及び場所等については、応募者に別途お知らせします。

イ 配点

別紙のとおり

ウ 購入価格の評価基準

購入価格は、建物（校舎、体育館等）及び土地（グラウンドを除く。）の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）で評価します。

(ア) 応募者が2者以上の場合の評価方法

最低基準価格と最高購入価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準により評価します。

(最高購入価格－A) 以上, 最高購入価格以下	20点
(最高購入価格－A×2) 以上, (最高購入価格－A) 未満	15点
(最高購入価格－A×3) 以上, (最高購入価格－A×2) 未満	10点
(最高購入価格－A×4) 以上, (最高購入価格－A×3) 未満	5点
最低基準価格以上, (最高購入価格－A×4) 未満	0点

(イ) 応募者が1者の場合の評価基準

購入価格と最低基準価格の差額を最低基準価格で除し、100を乗じた数をB（上乗率）とし、以下の基準により評価します。

B（上乗率）＝ 20%以上	20点
B（上乗率）＝ 15%以上～20%未満	15点
B（上乗率）＝ 10%以上～15%未満	10点
B（上乗率）＝ 5%以上～10%未満	5点
B（上乗率）＝ 0%以上～5%未満	0点

(ウ) 購入価格が最低基準価格を下回った場合、全ての審査項目の配点を0点とします。

エ その他

選定委員会（個別ヒアリング）に出席しない応募者は、失格とします。

(3) 応募者の順位付け

各選定委員の評価点の合計を加算し順位を付け、選定委員会の合議の上、最も評価点の高い者を利活用候補者、次に高い者を次点利活用候補者として決定します。この評価点については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた選定委員の点数を除くものとします。ただし、同一の審査項目において、最高点又は最低点をつけた選定委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の選定委員の点数を除くものとします。

※ 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定します。次点利活用候補者が同点の場合も同様とします。

※ 審査の結果、一定水準を満たしている提案がない場合、利活用候補者及び次点利活用候補者を決定しないことがあります。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は、応募者全員に書面で通知します。

イ 審査結果の通知後、利活用候補者及び次点利活用候補者となることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、利活用候補者又は次点利活用候補者としての資格を取り消すことがあります。

ウ 利活用候補者としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害や賠償等について、本市は責任を負いません。

(5) 審査結果の公表

ア 公表は、本市ホームページで行います。

イ 公表内容

- ・本件物件の概要
- ・応募者の数
- ・応募者の得点（ただし、得点ごとの応募者名は公表しない。）
- ・利活用候補者となった者の法人名等
- ・利活用候補者の提案概要（利活用候補者が作成し、市と協議すること。）

(6) 地域説明会の開催

利活用候補者は、後日、提案事業の内容について地域住民等への説明会を開催するものとします。開催日時及び場所等については、本市と協議を行うこととします。

4 協定及び契約の締結

(1) 協定の締結

提案事業等の確実な履行のため、本市と利活用候補者の間で協議の上、協定を締結します。

(2) 公有財産譲渡申請書

利活用候補者には、本市が指定した期日までに公有財産譲渡申請書を提出していただきます。

(3) 契約の締結

ア 公有財産譲渡申請書の提出を受けた後、売買契約を締結します。

イ 利活用候補者の決定後、必要な事務処理（事業内容に応じて建築行為や用途変更等を行う場合には、都市計画法、建築基準法、消防法、保健所関係条例等に基づき、それぞれ許可等の手続が必要となる場合があります。また、補助金等を受けて実施する事業においては、補助金等の認定が必要な場合があります。）が終了した場合に限り、本市は利活用候補者と売買契約を締結します。

※ 許可申請手数料等は、利活用候補者の負担となります。

ウ 利活用候補者は契約を締結した時点で買受者となり、次点利活用候補者の権利が消滅します。

(4) 契約の解除及び違約金

利活用候補者が契約内容に違反した場合や、応募資格を満たさなくなった場合は、当該契約を解除します。また、契約金額の30%の金額を違約金として本市に対して支払わなければなりません。

(5) 所有権の移転時期

本件物件の所有権は、売買代金（遅延賠償金を含む。）を完納した日に本市から買受者へ移転します。

(6) 物件の引渡し

所有権の移転と同時に現状での引渡しとなります。

(7) 所有権移転の登記

所有権移転の登記は本市が行います。  
なお、登記に必要な費用は買受者の負担となります。

#### 第4 その他

- 1 本公募に応募しようとする方は、本要項を十分御理解の上、参加してください。
- 2 本市の各種計画、統計資料など市政に関する各種資料については、市役所総合庁舎1階の市政情報コーナーや本市のホームページを応募者の責任と負担により活用してください。
- 3 事業実施に必要な許認可等の各種手続などの関係機関・関係者との協議等については、本公募での提案とは別に応募者の責任と負担により行う必要がありますので、事業計画作成の際には十分留意願います。
- 4 事業計画は、事業者の責任において実現するものであり、各種手続等に関し、本市は特別な支援をするものではありません。
- 5 事業者は、事業計画の実現に当たり、環境負荷の低減に努めてください。
- 6 事業者は、事業実施に伴う騒音、振動、ほこり等、電波障害、風害、日影、地下水等の周辺環境への影響及び住民説明等一切の事項に関し、自らの責任において対応してください。
- 7 本要項に定めるもののほか、必要な事項については本市の指示に従ってください。

(別紙)

第3の3(2)イ 配点

審査項目, 審査基準	配点	審査の参考とする書類
基本事項 (配点合計 40点)		
1 適格性 基準: 提案事業の運営を適切に行うことができる事業者か ・財務状況 ・資産, 資本 ・取引先 など	10点	応募者概要・事業経歴書 (様式2-1)
2 堅実性 基準: 提案事業が計画的に行われるか ・事業計画の実現性 など	15点	事業計画書 (様式5-1, 5-2)
3 安定・継続性 基準: 提案事業の収支計画は適切か ・収支の見込み ・資金計画 など	15点	収支計画書 (様式6)
事業内容 (配点合計 40点)		
4 貢献度 ・教育活動のための利活用か ・地域振興に資する事業活動のための利活用か ・その他公共性の高い事業活動のための利活用か	40点	事業計画書 (様式5-1, 5-2)
購入価格 (配点合計 20点)		
5 購入価格 ・利活用希望者が提案する購入価格について	20点	価格調書 (様式4)
点数合計	100点	